

土浦地区骨折予防連携協議会 会則

2013 年 5 月 18 日発行

2015 年 1 月 28 日改訂

2016 年 9 月 28 日改訂

2018 年 7 月 4 日改訂

2021 年 7 月 14 日改訂

2023 年 2 月 15 日改訂

2024 年 7 月 31 日改訂

第1条 名称

本会は「土浦地区骨折予防連携協議会」と称する。

第2条 目的

本会は、土浦市およびその周辺地域の医療機関において、二次骨折を予防するための地域医療連携を構築し、患者のフォローアップを円滑に実践し、治療を共有化することで、良質な医療を効率的かつ継続的に提供することを目的とする。

第3条 事業

本会は目的を達成するために次の事業を行う。

1. 地域医療連携の実践・統計・調査・研究等
2. 会議、講演会等の開催
3. 会員の交流事業
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第4条 会員

本会は、会の目的に賛同する医師等により構成する。

第5条 役員

本会の運営のため次の役員を置く。

代表幹事 : 水野 広一

総合病院土浦協同病院 整形外科 部長

幹事 : 塚田 智雄

塚田整形外科 院長

石井 朝夫

東京医科大学茨城医療センター 整形外科 教授
西浦 康正

筑波大学附属病院土浦市地域臨床教育センター 教授
亀田 尚徳

かめだ整形外科リハビリテーションクリニック 院長
土居 建次

石岡第一病院 整形外科 副院長
尾澤 英彦

いなしきクリニック 院長
六崎 裕高

茨城県立医療大学付属病院 副院長

第6条 運営

1. 本会は年 2 回以上開催する。
2. 本会は幹事の合議により運営される。
3. 幹事会は原則として会議開催日に開催することとする。その他
必要が生じた場合には代表幹事が幹事会を招集するものとする。
4. 本会は、必要と認めるときに臨時会を開催することが出来る。

第7条 会計

1. 本会の経費は会費、その他をもってこれに当てる。
2. 本会の会計年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
3. 会費として参加医師より、原則 500 円を徴収する。
4. 会計は事務局が行い、幹事会の承認を受ける。
5. やむを得ない事情により、通常が開催が困難であり Web 等で開催する
際は、会費の徴収を行わない。

第8条 事務局

本会の事務局は、総合病院土浦協同病院 社会福祉部に置く。事務局は、
幹事会の指示を受け、会員に対する通知、会議に対する通知等の事務処理
を行う。

〔事務局〕 総合病院土浦協同病院 社会福祉部

所在：300-0028 茨城県土浦市おおつ野四丁目 1 番 1 号

TEL 029-830-3711（代表）

第9条 会則変更

本会則の変更は幹事会の承認を経て行うものとする。

附 則

この会則は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。